

高額医療給付に関する交付金交付事業

<共同事業で個人データを利用する趣旨>

高額医療給付に関する交付金交付事業につきましては、健康保険法附則第2条（健康保険組合の財政調整）に基づき、健康保険組合連合会（以下、「健保連」という。）と健康保険組合が共同で実施している事業です。

この事業は、当組合に高額な医療費が発生した場合、その費用の一部が健保連から交付されるものです。この交付申請には、「診療報酬明細書や調剤報酬明細書」（レセプト）の写しと、そのレセプトに関する患者氏名、性別、本人・家族の別、入院・外来の別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連に提出します。健保連では、これを交付の審査、決定ならびに高額医療費の分析などに利用します。

<共同して利用する個人データの項目>

対象レセプトに記載されたデータ及び前項の「交付金交付申請総括明細書」に記載した事項

<個人データを取り扱う人の範囲>

当組合の高額医療交付金交付事業担当者、常務理事、健保連の組合支援事業部 高額医療グループ職員、健保連の委託業者（公益財団法人 社会経済生産本部）

<取り扱う人の利用目的>

高額医療給付交付金交付事業の申請、審査、決定のため。高額医療費の分析のため。

<データ管理責任者>

当組合：常務理事

健保連：高額医療グループ グループマネージャー